

岡崎市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、多くの市民が参加するイベント等において、その参加者等が突然の心停止状態に陥った際に、自動体外式除細動器(以下「A E D」という。)を救命活動に使用し、救命効果を向上させることを目的とするために、主催者等へのA E Dの貸出しについて必要な事項を定める。

（貸出しの対象）

第2条 A E Dは、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として岡崎市内とする。

- (1) 市等が主催（共催を含む）する催事又は行事等
- (2) 市等が後援する催事又は行事等
- (3) 市民が10名以上集まり、かつ営利を目的としない催事又は行事等
- (4) その他、市長が認めた場合

（貸出しの条件）

第3条 原則として心肺蘇生法についての知識を持つ者（普通救命講習等を受講した者又は医師・保健師・看護師・救急救命士等の医療資格者）を1名以上、その会場等に配置すること。

（貸出しの予約受付）

第4条 A E Dの貸出予約については、その貸出しを受けようとする日の2ヵ月前から電話等により受け付けるものとする。ただし、市等が主催（共催を含む）する催事又は行事等においては、この予約受付期間によらず予約を受け付けることができる。

（貸出しの申請）

第5条 A E Dの貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする日の前日までに、借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

ただし、支所において貸出しを受けようとする者は、その貸出しを受けようとする1週間前までに借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（貸出しの期間）

第6条 A E Dの貸出期間は、1回の申請につき7日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、期間を延長することができる。

なお、貸出期間の算定においては、閉庁日を含む。

（貸出しの場所）

第7条 A E Dの貸出し及び返却を行う場所は保健企画課とする。ただし、A E Dの貸出しを受けようとする者の希望があった場合は、事前申出の上、各支所での貸出し及び返却も認めるものとする。

（貸出しの決定）

第8条 市長は、第5条に規定する借用申請書が提出された場合は、これを審査し、貸出承諾（不承諾）通知書（様式第2号）により、当該申請者に貸出しの可否を通知する。

(費用の負担)

第9条 AEDの貸出しは、無償とする。

2 貸出期間中におけるAEDの運搬及び維持管理に要する経費は、AEDを借受けた者の負担とする。ただし、貸出期間中、救命活動に使用した電極パッドその他AEDに付属する消耗品に係る経費は、本市の負担とする。

(借受けた者の責務)

第10条 AEDを借受けた者は、次に掲げる要件を遵守しなければならない。

(1) AEDの亡失及び損傷を防ぐため、適切な管理を行うこと。

(2) AEDは取扱説明書によって適切に使用すること。

(3) AEDを目的外に使用しないこと。

(4) AEDを処分、転貸又は譲渡しないこと。

2 AEDを借受けた者は、AEDを返却するとき、返却報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 AEDを借受けた者は、AED(付属品を含む。)を亡失し、又は損傷したときは、直ちに亡失・損傷報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 AEDを借受けた者は、故意又は重大な過失によりAED(付属品を含む。)を亡失し、又は損傷させたと市長が認めるときは、現品、又は市長が相当と認める金額により賠償するものとする。

(返還)

第12条 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、借受けた者からAEDを返還させることができる。

(1) 借受けた者がAEDを使用しなくなったとき。

(2) 市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

自動体外式除細動器（A E D）借用申請書

令和 年 月 日

岡崎市長

（申請者） 団 体 名
代表者名

岡崎市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱に基づき、次のとおり A E D の借用について申請します。

催事又は行事等の名称	
開催日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分から 令和 年 月 日 午前・午後 時 分まで
開催場所	住所：岡崎市
貸出希望の台数	1 台 ・ 2 台
参加予定人数	人
A E D 配置場所	
担当者名等	担当者名： 住 所：〒 — 電話番号： — —
資格者（医師等の医療 資格者・救命講習等受 講修了者）	資格： 医師 ・ 保健師 ・ 看護師 ・ 救急救命士 救命講習等受講修了者（受講年月日： 年 月 日） 氏名：
借用・返却場所	保健企画課 (げんき館 2 階) ・ 支所（岡崎・大平・東部・岩津・矢作・六ツ美・額田）
借用希望日	令和 年 月 日
返却予定日	令和 年 月 日 （借用日より 7 日以内）
備考	

添付資料：当該催事又は行事等の概要が分かる資料（チラシなど）があれば添付してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

自動体外式除細動器（A E D）貸出承諾（不承諾）通知書

令和 年 月 日

様

岡崎市長

令和 年 月 日付けで提出のありました自動体外式除細動器（A E D）借用申請書に基づき、A E Dの貸出について、次のとおり承諾（不承諾）します。

貸出機器	製造番号：
	製造番号：
貸出期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
遵守事項	1 A E Dの亡失及び損傷を防ぐため、適切な管理を行うこと。 2 A E Dは取扱説明書によって適切に使用すること。 3 A E Dを目的外に使用しないこと。 4 A E Dを処分、転貸又は譲渡しないこと。
備考（不承諾の場合はその理由）	

※ A E Dの貸出時に本通知書を確認いたしますので、忘れずに持参してください。

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

岡崎市長

(申請者) 団体名
代表者名

自動体外式除細動器（AED）返却報告書

以下のとおりAEDを返却いたします。

AED使用の有無	有 ・ 無 (有の場合) 使用日時：令和 年 月 日 時 分 対象者性別：男 ・ 女 対象者年齢： 歳
AED破損等の有無	有 ・ 無
AED借用期間	令和 年 月 日(借用日)～令和 年 月 日(返却日)

保健政策課 ・支所担当者確認欄	貸出時確認		返却時確認	
	保健政策課	支所	支所	保健政策課
台数	台	台	台	台
ランプ（※1）				
付属品（※2）				
外観（※3）				
確認担当者				
確認日	/	/	/	/

- ※1 本体右上の使用可能ランプが緑色に点灯していれば正常（裏面参照）
- ※2 付属品（取扱説明書、電極パッド2組、タオル、グローブ、ハサミ、剃刀、マウスピース）が揃っているか（裏面参照）
- ※3 大きな傷、汚れがないか確認（ある場合は、併せて様式4号 自動体外式除細動器（AED）亡失・損傷報告書を提出すること）
- ※4 確認は貸出者と借受者の双方の立会いの下行うこと
- ※5 貸出時にAED貸出承諾通知書で本人確認を行うこと

様式第3号（裏面）

※1

使用可能ランプが緑色
に点灯していれば正常



※2

付属品（取扱説明書、電
極パッド2組、タオル、
グローブ、ハサミ、剃刀、
マウスピース）が揃って
いる

電極パッドは1組が既
にA E Dに接続されて
いること、もう1組は予
備として収納されてい
ること



様式第 4 号（第 10 条関係）

自動体外式除細動器（A E D）亡失・損傷報告書

令和 年 月 日

岡崎市長

（報告者） 団 体 名
代表者名

以下のとおり A E D の亡失・損傷について報告いたします。

催事又は行事等の 名称	
亡失又は損傷した A E D	製造番号：
発生日時	令和 年 月 日 時頃
発生場所	住所：
発生原因	
亡失又は損傷に至 った経緯	
備考	